(三)(二)(一) 占用を制限する区域	道路の種類	道路名	備考
一般国道	四十三号		
神戸市東灘区住吉南町四丁目九三六番六地内			

(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合にお ける被害の拡大を防止するため。

(七)(六) 図面縦覧場所	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

(七)(六) 占用の制限の開始の期日	令和七年十月二十一日

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

長崎労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、長崎県最低賃金（昭和55年長崎労働基準局最低賃金公示第９号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月30日

長崎労働局長　倉永　圭介

第４号中「１時間953円」を「１時間1,031円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和７年９月30日　　経済産業大臣　武藤　容治

名　　称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社日本文化センター友の会	東京都新宿区高田馬場１丁目４番15号	友第6023号	令和７年６月23日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和７年９月30日　　関東経済産業局長　佐合　達矢

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、令和７年12月１日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、令和７年12月１日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続きから除斥されます。

名　　称	本店の所在地	営業廃止年月日
株式会社日本文化センター友の会	東京都新宿区高田馬場１丁目４番15号	令和７年６月23日

記

あて先　〒330―9715　埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１
さいたま新都心合同庁舎１号館
関東経済産業局産業部商務・取引信用課
電話048―600―0444
メールbzl-maebarai-kanto@meti.go.jp

様式

申　出　書

関東経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

１．債務者の名称及び住所
２．債権額
３．債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。